

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会

次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会

第8回ガス事業環境整備ワーキンググループ

議事要旨

1. 日時 令和8年3月31日(火) 15時00分～17時00分
2. 場所 経済産業省別館2階231会議室(オンライン併用)
3. 議題 (1) ガス事業の基盤整備と事業者の持続性確保
(2) 制度環境の変化を踏まえた規制料金の対応について
(3) 経過措置料金規制の解除基準と都市ガス事業者の状況

4. 出席者

(ガス事業環境整備ワーキンググループ委員)

- 座長 山内 弘隆 一橋大学 名誉教授
秋元 圭吾 公益財団法人地球環境産業技術研究機構
システム研究グループリーダー・主席研究員
五十川 大也 大阪公立大学大学院経済学研究科 准教授
男澤 江利子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士
澁谷 忠弘 横浜国立大学総合学術高等研究院 教授
杉野 綾子 武蔵野大学法学部政治学科 准教授
武田 邦宣 大阪大学 理事・副学長
田村 多恵 みずほ銀行 産業調査部 次長
橋本 悟 青森公立大学経営経済学部経済学科 教授
原 郁子 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・
相談員協会理事
平野 創 成城大学 経済学部経営学科 教授
又吉 由香 SMBC 日興証券株式会社産業・サステナビリティ戦略部
マネジング・ディレクター
松平 定之 西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー 弁護士
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授

(ガス事業環境整備ワーキンググループオブザーバー)

梅澤 毅	株式会社 INPEX JAPAN 企画推進ユニット ジェネラルマネージャー
小野 透	一般社団法人 日本経済団体連合会 資源・エネルギー対策委員会 企画部会長代行
木村 昭彦	電気事業連合会 理事・事務局長
出口 尚平	東京電力エナジーパートナー株式会社 ガス事業部長
早川 光毅	一般社団法人日本ガス協会 専務理事
藪内 雅幸	一般社団法人日本コミュニティーガス協会 専務理事
和田 大	石油資源開発株式会社 経営企画本部 本部長補佐
田上 博道	経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 総務課長
田岡 卓晃	経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ 保安政策課長

経済産業省

迫田 英晴 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 ガス市場整備室長

5. 議事概要

(1) ガス事業の基盤整備と事業者の持続性確保

- ① 事務局より資料説明を実施。
- ② 委員等からの主な意見
 - ガス事業の持続的発展には DX・AI の活用や省人化・省力化が不可欠であり、老朽化が進む生活インフラをどう維持・更新するかは国民全体の安心に直結する。こうした取組を個別事業者任せにすると、推進主体が不明確となり、部分最適に陥るおそれがある。ガス単独ではなく、水道や道路、電力など他インフラとの連携が不可欠であり、自治体の関与が重要になる一方、自治体側のノウハウ不足も課題となる。インフラ分野に専門性を持つ人材をプール化し、自治体に派遣する仕組みがあれば、地域全体として無駄の少ない DX・AI 推進が可能になる。託送料金制度についても、物価上昇を踏まえたエスカレーションや迅速な改定を可能にし、中長期的に投資が継続できる事業環境を整える必要がある。
 - 人口減少が進む中で、デジタルや AI の活用は今後のガス事業に不可欠である。ガス分野に閉じた取組ではなく、他セクターのデータと組み合わせることで新たな付加価値や効率化が生まれる可能性がある。電力やガスのデータに運輸などのデータを重ね合わせることで、新しいサービスや需要創出につながる余地がある。託送料金については、物価指標の組み入れやエスカレーションは不可避であり、適切な料金と賃金水準が確保されなければ、事業の持続性は保てない。調整を過度に抑制すれば、結果的に事故

や供給不安といった形で需要家に負担が及ぶ可能性がある。特に足元の急激な物価上昇を踏まえ、迅速な対応を最優先で議論する必要がある。

- 託送料金制度の整理は概ね妥当であり、とりわけ事業者が制御できない外生的コストを迅速に料金に反映できていない点が根本的な課題となっている。コストを適切に転嫁できない構造が続けば、事業運営そのものが歪む可能性があるため、優先度の高い論点として早急な検討が必要である。一方で、機械的な値上げを行う硬直的な仕組みが望ましいとは限らず、事業者が料金改定を行いやすい制度設計が重要である。変分改定の対象見直しなども現実的な選択肢となる。あわせて、事業報酬率やベータ値が現在の事業環境を適切に反映しているか、適正な収支構造とは何かについても、今後避けて通れない論点である。
- 保安分野では、現在進められている取組を着実に継続することが重要であり、その前提として人手不足を踏まえた待遇改善が欠かせない。大手と中小の連携により技術や人材を地方に展開し、共通化や共同調達を進めることで規模の経済を発揮する余地がある。事業者間の情報共有を進めることで、産業内外に好事例を横展開でき、取組の速度も高まる。将来的には人材の奪い合いが激化するため、「人手が半分になっても成り立つ保安」といった理想像を設定し、バックキャストで制度や技術を再構築する発想が必要となる。託送料金については、物価スライドを基本としつつ、迅速性と企業努力の余地を両立させ、将来の下落局面にも耐えられる制度設計が求められる。
- 需要家保護の観点では、悪質事業者への是正指導を着実にやっていくことが重要である。一方で、小売単価の平均値を公表することについては、その情報を実際に活用する主体が事業者側に偏る可能性があり、競争を弱めるおそれがある。需要家保護という観点からの実効性が乏しいまま、事業者の負担だけが増えないよう留意が必要である。託送料金へのエスカレーション導入自体には賛同できるものの、収支構造に関する論点は抽象度が高く、現時点では具体的な課題が把握しづらい。透明性や公平性を高める意図なのか、今後の検討課題をより明確に示す必要がある。
- ガス事業者は耐震化や高経年配管対策など安全性確保を前提とした投資を継続しているが、DX や AI など人材・技術への投資は十分とは言えない。ガス分野だけでは投資余力に限界があり、電気や水道など他インフラとの協調を進め、スマート化や標準化を図る必要がある。ドローンなど分野横断的に活用できる技術は、共通基盤として整備する余地が大きい。ガス安全高度化計画 2040 の策定が近づく中で、DX・スマート保安のロードマップを早期に具体化することが求められる。中小事業者のデジタルリテラシー向上が、どのように規制緩和につながるのかについても、整理が必要である。
- 小売料金の監視については、事業者からの十分な情報発信と、監視内容を分かりやすく伝える工夫が重要であり、需要家と事業者双方の信頼向上につながる。託送料金では、老朽化設備の更新や災害対策、資材・人件費の高騰を踏まえると、エスカレーションを一定程度認める必要性は理解できる。ただし、公共料金の値上げに直結する以上、算定

根拠の妥当性や収支の確認を厳格に行い、透明性と納得感を確保することが不可欠である。制度改正の内容や背景については、需要家に対する丁寧な周知・説明を早期に行うことが重要である。

- ガス業界が長年培ってきた保安・防災・レジリエンスのノウハウは極めて重要であり、それを維持できる制度設計が前提となる。小売料金については、平均単価や推移、相談窓口へのクレーム件数や内容の公表などを通じて透明性を高め、事業者の自主的な改善を促すことが有効である。託送料金では、物価上昇を回収できても改定までのタイムラグが経営に影響する場合があります、必要に応じて見通しを反映する仕組みを検討する余地がある。さらに、人口減少を見据え、将来的に導管ネットワークの縮小や撤退が避けられない地域について、早い段階からルールを整備する必要がある。
- 安定供給と事業の健全性維持を考える上では、競争と協創を意識的に使い分ける視点が重要である。中小事業者が抱える人材・資金・知見の制約に対しては、ガス事業者同士の連携だけでなく、水道や交通など同様の課題を抱えるインフラ分野との協力も有効である。競争者同士の協力については、独占禁止法との関係で迷いが生じやすいため、国が一定の考え方や目安を示すことが、取組を後押しする効果を持ち得る。あわせて、インフラを支える現場人材の重要性を国として積極的に発信し、教育分野と連携した人材確保につなげる必要がある。
- 今回の論点整理は全体としてよくできており、この枠組みに沿って議論を進めれば建設的な検討になる。一方で、規制料金が直ちに事業の持続可能性を脅かしているとの整理には慎重であるべきであり、現行制度でも事業者の努力では吸収できないコスト増があれば値上げ申請によって対応できる仕組みは存在している。ただし、典型的なインフレ対応であっても、値上げ申請に大きな事務負担と社会的コストが生じている点は問題である。迅速化策としてはエスカレーションに限らず、変分改定や届出制の範囲拡大など複数の選択肢を比較すべきである。例えばインフレ率の範囲内にとどまる改定は、実質的には値下げに近い性格を持つにもかかわらず厳格な審査対象となっており、不合理である。一定幅までは届出制とし、審査が必要な改定に資源を集中させる制度設計が考えられる。加えて、将来的には人口減少を前提としたネットワーク縮小や撤退といった「畳む」選択も避けて通れない。
- 都市ガス分野の DX やスマート保安は、大手では高度な導入が進む一方、中小事業者では簡易的な遠隔監視にとどまる例が多い。費用回収や規制合理化の見通しが立ちにくいいため、投資判断が難しい状況にある。すべての事業者が中長期的に到達すべき最低限の DX・スマート保安水準を明確にし、先行事業者にはさらなる規制合理化を適用することで投資インセンティブを高める必要がある。得られたノウハウを業界全体に展開し、ボトムアップを図るロードマップが求められる。託送料金制度では、物価対応に加え、デジタル投資も踏まえた持続可能性の議論が必要である。
- 中東情勢について、日本の LNG 調達には直ちに大きな支障を受けていないが、欧州を中

心とした需給逼迫の可能性には留意が必要である。短期的な影響緩和策として、原子力再稼働の加速や石炭火力の活用など、政府一体での対応が求められる。中長期的には脱炭素の進展を前提に、ガス利用の位置付けやエネルギーミックス、有事対応の備えについて十分な検証が必要となる。省人化・省力化投資は人手不足対策として極めて重要であり、意欲的な事業者の取組を規制・制度面から後押しすることが期待される。託送料金の見直しについては、持続可能性とのバランスを意識した検討が必要である。

- 担い手不足が深刻化する中で、省人化・省力化は業界全体の喫緊の課題であり、スマート保安や DX の取組を一層加速させていく。技術開発や全国展開への支援に加え、メーター検定有効期間や漏えい検査頻度の見直しを進めることで、省力化効果を高める必要がある。小売料金の確認については、自由化の趣旨を損なわず、事業者の創意工夫を阻害しない慎重な検討が求められる。託送料金については、物価上昇見通しを現行制度では反映できず、改定後すぐに収支が悪化する懸念があるため、審査要領の早期見直しが必要である。
- 地方ガス事業者を念頭に置くと、小売市場だけでなく、卸供給段階の競争環境にも目を向ける必要がある。地方ガス向けの卸条件が実質的に競争の働かない形で固定化されている場合、小売料金の高止まりや投資余力の低下につながりかねない。卸供給を含めた市場監視を行うことで、地方ガス事業者の調達環境が改善し、DX や AI 活用への投資余地が広がる可能性がある。また、保安分野の担い手不足は導管部門に限らず、小売部門の消費機器保安や開閉栓業務にも共通する課題であり、ガス事業全体として包括的に議論する必要がある。
- 小売料金については、これまで法令に問題のある行為に対する指導を行ってきており、今後は個社データの分析を通じて、通常と異なる動きを示す料金プランへの対応を強化する。需要家に参考となる情報を、競争を歪めない形で発信していくことが重要である。相談件数については公表しているものの認知が十分ではなく、広報面での工夫が必要となる。託送料金への物価反映については、電力分野と同様に、事業者データに基づく丁寧な説明が不可欠であり、物価上昇だけでなく下落局面にも対応できる対称的な仕組みを検討する必要がある。

③ 事務局からの回答

- 本日の審議では、ガス事業の将来像という重要なテーマの下、DX・AI の活用および託送料金を中心に幅広い議論を行った。DX・AI については概ねの賛同が得られた一方、個別最適ではなく全体最適を目指す視点が重要との指摘があった。ガス事業は小売自由化の進展もあり他産業との連携余地が大きく、他事業者との連携事例が徐々に広がっている。政府内でも、資源エネルギー庁・経済産業省に加え、国土交通省や環境省と連携し、まちづくりとエネルギーを組み合わせた検討を進めている。
- 料金制度については、次回、具体的な制度選択肢を提示した上で議論を深めていく。企

業努力の評価や、物価上昇時の料金反映および下落時の扱いなどについては、中立性や制度設計の在り方が重要。スマート保安に必要な費用は、現行制度においても料金算定に織り込むことが可能であり、適切な説明とデータに基づく審査対応が求められる。託送取支の確認については、透明性の確保に加え、事業の持続性や将来像を議論する観点から位置付けた。卸に関する指摘については、具体的影響を踏まえつつ、今後議論を行う。

- 産業構造審議会ガス安全小委員会では、「ガス安全高度化計画 2030」の折り返し見直しを進めているほか、2040 年頃を見据えた中長期的な取組についても検討を開始している。本日の指摘を今後の検討に反映させるとともに、本審議会とも接続しながら議論を進めていく。

(2) 制度環境の変化を踏まえた規制料金の対応について

(3) 経過措置料金規制の解除基準と都市ガス事業者の状況

① 事務局よりまとめて資料説明を実施

② 委員等からの主な意見

- 東邦ガスの経過措置料金の件については、今年の 3 月 2 日付で経済産業大臣から監視等委に意見照会があり、3 月 23 日の委員会において審議の上、「指定を解除することに異存はない」旨を回答。指定が解除された後の 3 年間は、東邦ガスの小売料金水準について、合理的でない値上げが行われないよう、特別な事後監視を実施する。
- また、監視等委では、2021 年 2 月に東京ガス・大阪ガス・東邦ガスがそれぞれ表明した「ガス卸に関するコミットメント」の遵守状況について、定期的なフォローアップを行っており、東邦ガスの経過措置料金が解除された後も、引き続きフォローアップを実施し、必要な措置を検討する。